

# 北海道グリーン・ビズ認定制度 「先進的な取組」部門



## 「廃棄物削減」分野

Q & A

北海道環境生活部環境局環境推進課

## 目 次

### 1 申請について

- Q1 申請は随時受付していますか？
- Q2 道内に事務所と工場を設置していますが、工場だけについて申請することはできますか？
- Q3 本社が東京にあり、道内には支店が一つあるだけですが、申請することはできますか？
- Q4 以前は環境マネジメントシステムの認証を取得していましたが、現在は認証の更新を止め、独自の環境マネジメントシステムを運用しています。申請はできますか？

### 2 産業廃棄物の範囲、再生利用率について

- Q5 道外でも事業活動を行っていますが、道外で発生した産業廃棄物は対象になりますか？
- Q6 特別管理産業廃棄物は対象になりますか？
- Q7 中間処理業を営んでいますが、中間処理の工程の再生利用率でもいいのですか？
- Q8 産業廃棄物再生事業者に再生を委託した産業廃棄物は、委託した全量を再生利用した量と考えてよいですか？
- Q9 汚泥など、含水率が高い産業廃棄物において水分の取扱いはどうなりますか？
- Q10 サーマルリサイクル（熱回収）は対象になりますか？
- Q11 サーマルリサイクルとして認められる要件にある「発電効率、熱回収率等の観点から、道が適当と認める場合」とはどのような場合ですか？

### 3 実績報告について

- Q12 認定を受けたら、実績報告を毎年提出しなくてはならないのですか？
- Q13 実績報告書はいつまでに提出すればよいのですか？

### 4 申請又は報告に係る情報の取り扱いについて

- Q14 申請又は報告に係る情報の公開範囲はどこまでですか？
- Q15 申請又は報告に係る情報について、非公開扱いはできますか？

### 5 認定の取り消しについて

- Q16 認定後に、環境マネジメントシステムの認証の更新を止め、独自の環境マネジメントシステムを運用することになりましたが、認定は取り消しになりますか？

## 1 申請について

Q 1	申請は随時受付していますか？
毎年度1回、期間を定めて募集します。募集期間は、「先進的な取組」部門募集チラシ又はホームページで公表します。	
Q 2	道内に事務所と工場を設置していますが、工場だけについて申請することはできますか？
申請は、事業者単位（道外に所在する事業所を除く。）となりますので、工場だけについて申請することはできません。	
Q 3	本社が東京にあり、道内には支店が一つあるだけですが、申請することはできますか？
道内外に事業所を有する事業者にあつては、道内に所在するすべての事業所の集合体を1つの単位として申請いただきますが、道内に設置している事業所が1つだけの場合は、当該事業所が道内で実施する事業活動に伴い発生する産業廃棄物を対象として申請してください。	
Q 4	以前は環境マネジメントシステムの認証を取得していましたが、現在は認証の更新を止め、独自の環境マネジメントシステムを運用しています。申請はできますか？
本分野では、環境対策を実施する健全なシステムを構築し、継続的かつ確実な環境対策を実施した上で、産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用のすぐれた実績をあげた事業者を認定するため、環境マネジメントシステムの認証取得を条件の1つとしています。 道では、独自の環境マネジメントシステムの健全性を評価できないので、申し訳ありませんが申請することはできません。	

## 2 産業廃棄物の範囲、再生利用率について

Q 5	道外でも事業活動を行っていますが、道外で発生した産業廃棄物は対象になりますか？
道外で実施する事業活動に伴い発生する産業廃棄物（「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づき、知事との協議により道内に搬入した産業廃棄物を含む。）は対象外です。	
Q 6	特別管理産業廃棄物は対象になりますか？
特別管理産業廃棄物は、本分野の目的の一つである「産業廃棄物の再使用・再生利用の促進」になじまないため、対象外です。	
Q 7	中間処理業を営んでいますが、中間処理の工程の再生利用率でもいいのですか？
「他者から受け入れた産業廃棄物を中間処理する過程」での再生利用率は、評価対象外です。 本分野で評価対象とする再生利用率は、「応募者が実施する事業活動に伴い発生する産業廃棄物」の再生利用率です。	
Q 8	産業廃棄物再生事業者に再生を委託した産業廃棄物は、委託した全量を再生利用した量と考えてよいですか？
処理を委託した産業廃棄物のうち、再生利用したと認められるのは、「委託して中間処理された後の廃棄物量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他社に有償で売却した量」です。	
Q 9	汚泥など、含水率が高い産業廃棄物において水分の取扱いはどうなりますか？
汚泥など中間処理で「脱水・乾燥」を行うものについては、排出量から「中間処理で『脱水・乾燥』を行うことにより減量した量」を差し引くことができるとしています。	

Q 1 0	サーマルリサイクル（熱回収）は対象になりますか？
<p>本分野では、マテリアルリサイクルが困難な場合に限り、熱エネルギーとして回収するサーマルリサイクルも再生利用に含めることができます。</p> <p>なお、再生利用に含めることができるサーマルリサイクルは、発電を目的とする場合又は燃焼により供給する熱量の大部分が有効利用される場合であって、発電効率、熱回収率等の観点から、道が適当と認める場合に限ります。</p>	

Q 1 1	サーマルリサイクルとして認められる要件にある「発電効率、熱回収率等の観点から、道が適当と認める場合」とはどのような場合ですか？
<p>発電にあつては、次の計算式で算出する発電効率（産業廃棄物を燃焼させることにより得られる熱エネルギー量に対する産業廃棄物を燃料させることにより得られる発電量の比）が20%程度を達成している場合です。</p> $\text{発電効率} = 3.6 I / K L$ <p style="margin-left: 40px;">I：発電量（キロワット時） K：産業廃棄物の燃焼量（キログラム／時） L：産業廃棄物の発熱量（メガジュール／キログラム）</p> <p>熱回収にあつては、熱回収率（産業廃棄物の燃焼により供給する熱量に対する産業廃棄物の燃焼により有効利用される熱量の割合）が85%程度を達成している場合です。</p> <p>また、発電と発電以外の熱利用の組み合わせにあつては、複合熱利用率（発電効率と熱回収率の和）が50%程度を達成している場合です。</p> <p>ただし、発電効率、熱回収率又は複合熱利用率の基準値は目安であり、発電又は熱回収の方法等とあわせて、審査委員会でサーマルリサイクルとして適当か審査します。</p>	

### 3 実績報告について

Q 1 2	認定を受けたら、実績報告を毎年提出しなくてはならないのですか？
<p>実績報告が必要な期間は、認定を受けた年度から3年間です。</p>	

Q 1 3	実績報告書はいつまでに提出すればよいのですか？
<p>報告対象年度の翌年度の6月末日までに郵送又は持参により提出してください。</p>	

#### 4 申請又は報告に係る情報の取り扱いについて

Q 1 4	申請又は報告に係る情報の公開範囲はどこまでですか？
<p>申請又は報告に係る情報のうち、公開の対象とするものは次の項目に該当するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 様式第1第1表における申請する事業者の基本情報に係る情報</li><li>・ 様式第1第2表における産業廃棄物の排出量、再生利用量及び再生利用率に係る情報</li><li>・ 様式第1第3表における直近過去3年間において実施した発生抑制・再使用・再生利用の取組に係る情報</li><li>・ 様式第3第1表における報告する事業者の基本情報に係る情報</li><li>・ 様式第3第2表における産業廃棄物の排出量、再生利用量及び再生利用率の変化状況に係る情報</li><li>・ 様式第3第3表における昨年度に実施した発生抑制・再使用・再生利用の取組に係る情報</li></ul>	

Q 1 5	申請又は報告に係る情報について、非公開扱いはできますか？
<p>公開の対象となる情報について、申請者又は報告者から、当該情報が公にされることにより、当該申請者又は報告者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある等の理由により、当該情報について非公開の要望があり、道がこれを適当と認めるときは、非公開扱いとすることができます。</p> <p>詳しくは、北海道グリーン・ビズ認定制度事務局（北海道環境生活部環境局環境推進課）までご相談ください。</p>	

#### 5 認定の取り消しについて

Q 1 6	認定後に、環境マネジメントシステムの認証の更新を止め、独自の環境マネジメントシステムを運用することになりましたが、認定は取り消しになりますか？
<p>環境マネジメントシステムの認証の取得は申請時点での条件ですので、認定後に環境マネジメントシステムの認証の更新を止めても認定の取り消しにはなりません。</p>	

お問い合わせ先

北海道グリーン・ Biz認定制度事務局（北海道環境生活部環境局環境推進課）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5190（直通）